

第4回木津川市水道料金及び公共下水道使用料審議会 会議録

○日時

令和2年8月6日 午前9時30分～正午

○場所

上下水道部2階 第1会議室

○委員出欠

<input checked="" type="checkbox"/> 新川達郎 会長	<input checked="" type="checkbox"/> 山岡ナオミ 副会長	<input checked="" type="checkbox"/> 宮前博子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 岩瀬充 委員
<input type="checkbox"/> 福井博敏 委員	<input type="checkbox"/> 藤原孝子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 吉田慎太郎 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 安永朋功 委員
<input checked="" type="checkbox"/> 井上道治 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 亀井順子 委員	<input type="checkbox"/> 平野貴久子 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 木下澄子 委員
<input checked="" type="checkbox"/> 坂本利紀 委員	<input checked="" type="checkbox"/> 多胡啓次 委員	<input type="checkbox"/> 代次孝美 委員	

出席者11人、欠席者4人

○事務局出席者

水道事業管理者：池尻

事務局長（上下水道部長・下水道課長）：三宅

下水道課 下水道課課長補佐：石井、下水道課係長：桃井

水道工務課 水道工務課長：小川、水道工務課主幹：福井

水道業務課 上下水道部次長・水道業務課長：森本、水道業務課課長補佐：藤原、

水道業務課課長補佐：長岡

○傍聴人

なし

○議題等

水道事業関係

(1) 現行の水道料金について

(2) 水道事業の収支の見込み、経営基盤の強化及び今後の水道料金について

公共下水道事業関係

(3) 下水道使用料について

○会議結果要旨

1. 開会 <事務局長（上下水道部長）>

2. 審議事項

<会長>

前回、上下水道の料金や経営状況について、いろいろ資料いただきながら、ご意見やご質問をいただいてまいりました。今後の上下水道の経営、その健全な維持管理に向けて、しっかりとご議論いただきたいと思います。前回から少し時間が経っておりますが、新型コロナの感染症の流行で、一度この会議が開催できなかったということもあります、今日に至っています。いろいろと思い起していただきながら、ご審議いただきたいと思います。まずは前回までのご意見等を踏まえまして、事務局からいろいろ資料を準備していただいている。まず、水道事業について審議をいただきたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

水道事業関係

(1) 現行の水道料金について

(2) 水道事業の収支の見込み、経営基盤の強化及び今後の水道料金について

<水道業務課課長補佐>

現行の水道料金について（資料1）について説明

<水道事業管理者>

水道事業の収支の見込み、経営基盤の強化及び今後の水道料金（資料2）について説明

改めて今後の水道料金についてご説明させていただきますが、当面は黒字経営が見込まれるため、短期的には料金の引き上げは必要がないというのが私どもの考えです。ただし、今後給水収益の減、また、施設の更新に伴う減価償却費の増が見込まれますので、経営基盤の強化に努めるとともに、値上げについては上限幅を抑える方向で努力していきたいと考えています。将来的にはいくらかの値上げが必要になりますが、市民生活や地域経済への影響も大きいことから、具体的な値上げにつきましては、新型コロナの収束後に改めて審議会等でご議論いただきたいと考えております。

<会長>

只今、事務局から水道事業について、現行の水道料金の体系、収支の見込み、今後水道事業に見込まれる経費、その構造について、ご説明をいただき、今後の水道料金の改定について、説明をいただきました。各委員からご意見、ご質問をいただいていました。私どもとして今後の水道料金をどのように考えると、安定した水道事業経営ができるのか、こ

ういうところを意識して、ご議論いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

<委員>

今のご説明で、当面の間、水道料金の改定、値上げは必要ない、早くても令和7年度以降と考えているということ、その辺は確認事項とさせていただきます。

実際に城山台とかで給水人口が増え、その収益が見込まれる、ただし、今後山城浄水場とか、いろんな浄水場の更新、老朽化した管路の更新というような事業が多々これから増えていくだろうということですが、そうなると急激に経費が増えてきて、収益が見込めない中で、費用だけが増える形になるので、その時に急激な値上げだけは絶対に避けていただきたい。将来的な見込みとして、令和6年度まで黒字で、それ以降は収益が赤字になるという形ですが、一度に膨大な費用が水道料金に跳ね返ってくるという事態だけは避けていただきたい。そのためにはもう一度令和5年、6年には見直しをしていただきたい。

<水道事業管理者>

確認をいただいておりますが、今私どもの考え方としましては、計画期間中は黒字経営ができるので料金の改定は必要ないという考え方です。ただ、将来的に施設の更新が控えていますので、それについての減価償却費を手当する必要がありますので、いくらかの値上げを考慮しないと経営としては持たない状況が想定されることを収支として確認しています。令和元年度以降10年間で約63億円の更新事業を計画しています。こうした場合、その減価償却費を予算化する必要がありますので、それが収支の悪化につながるところでございます。今後につきましては、施設の統廃合を行ったり、ダウンサイジングを行う、最終的には広域化を進めるということで、経費を削減しながら、今後の料金については、吸収する形を検討しながら、料金の値上げについては抑制していくことで考えています。また、コロナの影響で水の使用というのはかなり増えてきており、以前は水の需要は伸びるということいろいろなプランを作っていますが、水需要は減ってきたので、計画の見直しをせざるを得ない状況ですが、今水需要の生活様式が変わり、水需要が増えてきており、ある一定、原因についてはそういったところにあるのではないかと考えています。いずれにしましても、料金の改定については、市民に影響を及ぼすことがありますので、最小限の値上げ幅になるように検討を進めていくというのが私どもの考えです。

<委員>

水道料金の滞納対策についてお伺いします。水道料金は令和元年度で99.32%の収納率となっていますが、滞納の金額と不納欠損されたのはいくらになりますか。

<上下水道部次長>

滞納の状況ですが、平成22年度に賦課した水道料金でいきますと、今現在1,540万円の滞納がでています。平成23年度でいきますと1,440万円、平成24年度でいきますと630万円、平成25年度で520万円、平成26年度で440万円、平成27年度で530万円、平成28年度で520万円、平成29年度で580万円、平成30年度で660万円になります。平成

22年度以降に賦課した水道料金の合計でいきますと、6,900万円が滞納となっています。債権放棄ですが、令和元年度末に債権放棄しました額が、合計で1,540万円の債権放棄をしています。平成22年、23年で滞納が多いのですが、おそらくリーマンショックの影響もあるのではないかと考えています。平成24年度以降は滞納対策を強化しておりますので、毎年600万円ぐらいの滞納が発生をしている状況です。それを率におきかえますと、99.3から5、99.5ぐらいの収納率となっています。

<委員>

債権放棄についてですが、時効は民法の規定で2年でしょうか。

<上下水道部次長>

これまで民法の関係で2年だったのですが、今年の4月から改正民法が施行されまして、今年4月以降に賦課したものについては、5年の時効が適用されることになっています。

<委員>

そうなりますと、5年間で数千万円の金額になるかと思いますが、その滞納というのは、水道料金はみなさんに負担していただいて、公平に徴収して支払っていただくシステムになっていますので、できるだけ滞納整理をしていただきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

<会長>

収納をしっかりと努めていただきたいということでご意見をいただきました。個別には難しい事例もたくさんあろうかと思いますが、もう一方では、大口の滞納がそのまま残ってしまうというケースもありますので、この辺りは集中的にご検討いただきたいと思います。

<委員>

料金が他の市町に比べて大分安くなっているということで安心しているのですが、一転して令和6年度以降は赤字になるということですが、これは設備投資の減価償却が大きく寄与していると思うのですが、これに対応するために、先ほどのお話にあったダウサイジングとかこういった方法も分かります。その中で受水費の割合が非常に大きく、増加傾向にありますから、私は民間企業に勤めていましたから、どうやって利益を出していくかという見方に変えますと、無駄を省き、経費を削減しようということをやってきたのですが、この表を見てみると、水を市の施設でも作っているし、府からの買っている、16億円、支出の25%が受水費、こういったものをできるだけ市の施設に負わせて、受水量を減らしてはどうかと思いますので、検討をお願いしたい。あとは有収率を毎年少しづつ上げていくことで、損益改善ができるのではないかと、具体的な数字は分かりませんが、受水量を減らして自前の水を使うということと、配水した水が100%届いているかどうかということ、効率を上げる、作った水を全部お客様に届けるという考えを徹底していただいて、損益改善をしていただきたいと思います。そういう検討を進めていただきたい。

<水道事業管理者>

受水費の関係ですが、今、京都府から 1 m^3 85 円で購入して、140 円で販売していますが、その隙間については、木津川市の収益として、当然その間には配水池の経費や人件費などがあり、一概には言えませんが、府水については安くなっておりますので、その辺につきましては経営にある一定効果を、良化する形で寄与しているものと考えております。令和 4 年度から 6 年度にかけて府営水の料金が 2 円安くなり 83 円となりますので、それについても経費としては良化する形で寄与と考えております。自己水と府水の割合が大体半分半分になりますので、基本的には自己水の経費の方が安くなると考えていますが、浄水場を更新するとなりますと、減価償却がでてきますので、トータル的にどちらが有利になるかにつきましては、今後検討する必要がありますが、今現状としまして、木津は木津、加茂は加茂、山城は山城とネットワーク化されておりませんので、加茂の浄水場で余っている水を木津のほうに持ってこれないかということで、配水計画の見直しも進めようとしていますので、そういったところで、水の運用の変更が必要になってきますが、その割合を変更することによって、水を安く作ることに寄与する方法がないかと今現在勉強しておりますので、そういうことにつきましても今後お示しさせていただけるのではないかと考えております。従いまして、自己水の活用につきましては十分に検討していきたいと考えています。有収水量の関係ですが、日常的に漏水が発生しておりますので、漏水を抑えないと有収率が上がってきませんので、今後更新を計画的に進めていきますので、それについては堅実的に向上していくもの考えております。

<委員>

先ほど説明がありましたが、施設の更新につきまして、集中的短期的に更新でかなりの費用がかかる時には、みなさんの料金を上げていくだけではなく、電気とか水道は生活に関わることなので、短期的にかなりの費用がかかる場合は、市の一般会計から繰り入れていただくなど、個人の使用料を上げず、なるべく長く安い料金で使っていただけるような工夫というのをしていったほうが、こういった今厳しい世の中で、かなり低所得者の方もおられるごとですので、新型コロナウィルスの関係で厳しい時なので、令和 7 年度ぐらいには戻っているかもしれません、生活の基本になる水道ですので、できる限りは低料金でしていただければと思います。

<水道事業管理者>

一般会計からの支援についてですが、基本的には水道事業については水道料金で賄うという法の定めがありますので、一般会計から繰り出すことにつきましてはある一定のルール基づいて出さざるを得ないということがありますので、基本的には水道料金で賄うこととなります。ただ、コロナ対策で料金を減免するということで、各団体で行われる事例がありますが、それらについては国の交付金を充てて、財源として一般会計から支援する方策もあります。基本的には水道事業は自分の収入をもってすべてを賄うというのが大原則です

ので、一般会計からの支援というのは考えられないです。

＜上下水道部次長＞

補足説明させていただきたいのですが、委員から有収率の話がありましたが、令和元年度決算でいきますと、91.92%の有収率の数字になっています。要因としましては、石綿管の更新などを平成28年度以降進めてきましたので、その成果が徐々に表れていると思われます。有収率は年々向上しています。目標としましては92%を最終目標として進めています。

自己水の活用の話ですが、第2回の審議会で説明させていただきましたが、加茂の観音寺浄水場から1つ山を越えて城山台に水を持ってくるということは技術的には可能であるとコンサルから聞いておりますので、管理者が言っておりるように費用面と府営水道の料金のどちらのほうが安いのか、検討しながら具体化していくかどうかというのが課題をなってきます。

山城浄水場の財源の話でしたが、国庫補助金を要望してつけばいいのですが、木津川市の水道は経営状態がかなり改善していますので、国の補助金をもらうのは難しいと個人的には考えています。ところが、一般会計からの支援では、耐用年数がきていないところの耐震化は、一般会計からの助成というのを認められておりまして、ルール上でいきますと8,000万円ぐらいもらえるのではないかと皮算用しているところです。

＜委員＞

有収率ですが、目標92%ということですが、大体それはいいのか、低いのか高いのかどうなのですか。

＜上下水道部次長＞

全国で見ますと割と良いのですが、京都府南部で見ますと95%の市がありますが、平均よりはやや良いかなという数字です。やはり旧加茂町は集落が点在しており、管路が長いですでの、95%までの有収率の向上は難しい、92%が限界かと思います。

＜委員＞

企業の経営をしていくと、最後の1%、2%が大きいので、91%を95%ぐらいまで上げていただいて、それを経営面にまわしていただければ、赤字も少しは縮まると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

＜副会長＞

先ほどの説明で、コロナの影響か、新しい生活様式で在宅の方が増えているという感じだと思いますが、収入が増えている話をいただいた一方、貸倒、債権放棄がリーマンショック以降かなり大きかったとのことですが、収入が上がるということで、債権が発生し、回収があつてはじめて事業のコントロールからキャッシュフローが回ると思うのですが、一方収入が上がってうれしい部分と、リーマンショックで大きな貸倒が発生したこと、今回のコロナのことに関してですが、これから経済的にすぐにV字回復する見込みはとはないという

ようなことを報道で聞いておられると思いますが、実体経済的にも厳しい状況が続く、貸倒の予想も、かなり可能性があると予測されているのではないか。収入が上がっている今を喜ぶのではなく、厳しめに考えていただくほうがよいと思います。

<水道事業管理者>

コロナの関係で、帰って水を使われる、手洗いされるということで、水の需要が増えていく、ホームステイということで家におられる時間が長くなりましたので、水の需要量が増えているということで、今後はある一定水需要の増加に伴う給水収益の増が見込めると説明させていただきましたが、この2ページで示させていただいている収支見込みにつきましてはそれらについては反映させていただきおりませんので、経営の健全化については十分担保されているものと考えています。ただ、今後のコロナが明けてみないと社会状況がどうなっているのか分かりませんので、その辺については、水需要の動向、社会状況を踏まえて、再度収支見通しにつきましては、時点修正させていただいて、皆様方に議論をお願いしたいと思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

<上下水道部次長>

貸倒ですが、令和元年度の決算でいきますと、貸倒引当金を2,500万円計上しています。22年、23年で1,500万円ぐらいの未払いが発生しております、リーマンショック以外にも、旧加茂町で2か月に1回の検針をして、2か月分をまとめて徴収していたということがありまして、恐らく2か月まとめての支払いですので、加茂町の住民さんのほうで、水道の負担感が、金額は毎月の徴収でも2か月に1回の徴収でも変わらないのですが、負担感が大きくて支払いが滞っていたのではないかと考えております。平成30年度に2か月検針を導入して、検針費用を抑えるという措置をしたのですが、その時には加茂町の事例があったので、毎月徴収するような形にしておりますので、加茂町時代の反省を踏まえて、市民の皆さんのが負担感を和らげるようなことをしています。貸倒につきましては、コロナの影響で、副会長がおっしゃるように、出てくるかなと思いますが、私の個人的な感じでは、1,000万円から1,500万円までは仕方がないのかなというところで、貸倒引当金については、2,500万円を令和元年度の決算で積ませてもらっています。

<副会長>

仕方がないというのは納得がいかない、普通に払っておられる方がいる中で、仕方がないというのは違うのかと思います。

<上下水道部次長>

どうしても倒産とかもありますので。

<副会長>

そうですね。今後個人的にも経済的にもしんどくなってくる方が増えるであろうという予測はひしひしと感じていますので、その辺は収納の努力はお願いしたい。

<上下水道部次長>

収納の努力はしますが、貸倒引当金を積まないと、経営上まずいので。

<会長>

収納の努力はしていただかないといけないということと、不納欠損をされるような場合にも、できるだけ客観的な事情というのがなければ説明責任が尽くせないということがあると思いますので、会計的には規約でしてあるから大丈夫ではなくて、あくまでも公の資金が入っている事業ですので、透明性を高めるような努力はしていただきたい。その先にもきちんと収納についてもご尽力いただきたい。ただ収納を追求しすぎるとコストばかりかかりますので、バランスが難しいかと思いますが、効果的、効率的な執行を検討いただければと思います。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

<各委員>

(意見等なし)

<会長>

それでは、先ほど水道事業管理者からご意見がありました、今後の収支の見込み、特に改善の見込みを含めた今後の収支の想定の中では、令和6年度までの間というのは、水道経営につきましては、基本的には収支バランスが取れていて、若干の黒字が出るという推計をしていただきました。ただし、令和7年度以降については、やはり今後の水道事業の、とりわけ、浄水場や管路、配水池の更新等を含めて考えていかなければならないということになつて、現状のままですと、令和7年度以降は毎年5,000万円から8,000万円ぐらいの赤字が想定される見込みをいただきました。現時点では、当面今年度も含めまして、向こう5年間については安定した経営が見込める、ただしそのうちでも、新型コロナウィルス感染症という問題もあって、新しい生活様式が今進みつつあります。当面水道の使い方や水道料金の支払いの仕方については、実際どうなるのかは不透明な部分が多くあります。このところの経営上の趨勢からすれば心配はないであろうということで向こう5年間を予想しておりますが、こうした感染症流行というような予想しにくい事態もございますので、当面のところは基盤として経営が安定しているという前提を基に、コロナの影響に注意をしながら見ていく、そういう観点で今後の具体的な料金改定の方法を考えていく観点で進めていきたいと思います。

もう少し具体的に申しますと、1つは向こう5年間は料金改定をしない。そしてその後おそらく必要になるであろうということで、改めて5年間の経緯を見ながら、5年後には料金改定の審議を改めてするという方針でいきたいと思います。また、コロナの影響につきましては、今年、来年で収まればいいのですが、そして予定どおりの水道経営に戻ればいいのですが、実際にどういうふうに影響を与えるのか極めて不透明なところもありますので、これも注意をしながら水道の経営にあたっていただくということを考えいただく、ということ

で、私どもとしては当面の料金に今すぐどうこうという訳ではありませんが、経営上のご留意をいただく、そのような方向で私どもの答申の案を少し考えていきたいと思いますが、各委員いかがでしょうか。基本的には料金はそのまま据え置き、コロナも踏まえて必要に応じて柔軟に対処するというような方針でいきたいと思いますがどうでしょうか。

<各委員>

異議なし。

<会長>

それでは、そういう方針で答申案を事務局のほうで、これまでの各委員からのご意見を踏まえてとりまとめていただき、その上で次回この水道料金に関する答申案を審議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次回の審議会では水道料金のあり方につきまして、現状の料金維持を基本にしながら、新型コロナウィルス感染症対策を踏まえた柔軟な経営のあり方、将来に向けた経営基盤強化、経費の節約、住民負担ができるだけ遞減していくような方針での答申をいただきたいと思います。具体的な答申案につきましては、次回に提示させていただき、ご意見をいただきたい、まとめていきたいと思います。各委員から追加をしてご意見はございますか。

<各委員>

(特になし)

<新川会長>

それでは水道事業に関しましては、以上にさせていただきます。事務局には各委員のこれまでのご意見を踏まえた答申案を次回に提示をお願いします。

《休憩》

公共下水道事業関係

(3) 下水道使用料について

<下水道課課長補佐>

下水道使用料について（資料3）説明

下水道課としては、使用料単価を150円まで改定する方針で考えております。どうかご審議のほどよろしくお願ひいたします。

<会長>

只今、下水道課から公営企業会計の中での公共下水道事業の会計の中身、そして現時点での下水道会計の実態、特に市の一般会計からの繰入、その中で国の基準によります繰入とそれ以外の繰入でもって成り立っているという状況、今後の下水道事業の収支の将来予測も含めてこの基準内繰入ということも大きな論点にして料金体系というのを考えていく必要

があるのでないのかということで今回は 150 円という使用料単価でシミュレーションをしていただいた、こういう結果でございます。そうしますと 5、6 年後には、なんとか収支のバランスが取れてくるのではないかという見通しをいただいたということでございました。

この下水道使用料の考え方、あるいは現状、更には使用料単価の値上げでの積算、この辺りにつきまして、少し分かりにくいところもあったのではないかと思いますので、委員の皆様方からご質問、またご意見などいただければと思います。よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

<委員>

今の説明をお聞きしますと、使用料単価を 150 円にしなければ収支均衡が保たれないというようなご説明だったと思います。だから使用料単価 150 円に値上げをしたいというふうに今もご説明があったと思います。

資料の 24 ページですけれども、収益的収支の将来予測の中で、計上損益として令和元年の決算では 1 億 6,610 万 3 千円、それ以降令和 2 年度以降は、予測ですけれども、毎年 1 億 6,000 万から 1 億 7,000 万円の損失がでていると、現状の使用料で行けばというような推測ですけれども。

確認ですが、この経常損益イコールこれが一般会計からの基準外繰入というふうに考えてよいのでしょうか。それ以外の要素が入っているのかどうか、あくまでも一般会計の基準外繰入が損失とイコールであるというような見解でしょうか。

先ほど、1 m³辺り使用料単価を 150 円にするとする根拠は、この令和元年度の決算の一億 6,610 万 3 千円をベースにすれば 125 円、それは総務省が示している使用料単価の 1 m³辺りの単価の基準 150 円とほぼ同額にすれば基準外繰入をせずに収支均衡が保たれて、そして将来的にも赤字が発生しないというような考えでしょうか。

<事務局長（上下水道部長）>

まず一つ目が基準外繰入の関係でございます。今回この資料で算定させていただきました基準外繰入といいますのは、8 ページで話していただいております、1 億 9,447 万 4 千円というような形で基準外繰入とさせていただいておりますが、決算額でいきますと、予算書をベースにいきますと基準外繰入につきましては、3 億 1,543 万 4 千円という形の基準外繰入を見ております。

この資料の差でございますが、決算におきましては、基準外繰入を計算するにあたりまして一番大きな要素としましては、先ほども説明がありましたような、分流式下水道に要する経費の計算方法が若干違う計算をしておりまして、予算書の決算でいきますと、減価償却費に基づきました計算という形で、計算しておりますと、減価償却に不足する部分につきましても、決算としては基準外として入れさせていただいております。

今回、この資料の中で基準外繰入とさせていただきましたのは、実際の元金償還ベースで

させていただきまして、現金ベースの計算とさせていただいております。ここで言います基準外繰入にあたります数字の算出といったしましては、下水道使用料で賄う経費といったしまして、経費回収率というのがあるんですけれども、汚水処理費に係る部分を下水道使用料で賄うという、基本的な理念がありますので、それに相当する額ということで計算させていただいております。そこで若干差が出ているというような形でございますので、使用料単価を150円に改定すれば今後、予算書を決算ベースでの基準外が0になるかということではなく、あくまでも使用料で賄えていない部分を解消するというような観点で、この基準外繰入を算出させていただいておりますので、使用料の改定ベースの考え方と予算書の考え方との差異がございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

150円の根拠でございますが、これも一番大きな繰入の基本となります流域下水道の算定基準で、一般的に、資料にも書いておりましたが適正な使用料というような形で国も定めています。適正な使用料といいますのが、総務省の中で今後の下水道財政の在り方に関する研究会というようなものを設けておられまして、議論されました中で一般的に毎月負担していただくのが標準的な額としましては、一般家庭では3,000円が基本であると、それが一般的な数字であろうというような方向性を示されておりますので、その3,000円で一般的に使用する水量20tで割りました単価150円というのを算出されております。それが繰入の基準という形で今も計算されておりますので、その150円までに木津川市の使用料単価としては125.18円でございますが、そこの差額部分についての改正を図っていきたいというような考えでございます。以上でございます。

<委員>

前回、資料の中で基準外繰入をすれば、30.5%の不足分が生じていると、その部分を値上げすれば基準外繰入すべてを解消できるというような説明を受けて、私の方からあまりにも30.5%は高いといでの資料をお願いした訳です。そして今回この資料が出てきたのだと思いますが、本来は独立採算制である下水道の公営事業なんですが、そうなった時には当然やっぱり使用料でその辺の部分を賄うのは、使用者に求めていくのは仕方がない部分なのかなというように思います。

やはり、一般会計からの補填と言いますのは当然、他の例えば福祉とか医療とか、まあそういうものに負担がかかるということであれば、やはりその部分というのは使用料で賄っていかなければいけないという考え方、それは当然だと思います。

しかしながら、ただ単に一般会計から基準外繰入を減らしたいと言うだけでは、なかなか市民は納得しないと思います。と言いますのは、基準が何故そういう基準でそうなっていくのか、あくまでも下水道事業というのは使用者が使用するために都市計画の下水道法の中で定められてきてると、だからそれを使用するためには、やはり流域であろうとか汚水処理というものに関しては、それは自分たちが出した汚水であるので自分たちが処理するため使用料を納めていただくんだという形をいちいち説明しなければならないと思います。

それともう一点、使用者だけに負担増を求めていくというのではなく、木津川市の下水道事業としてやはり様々な経営の健全化の施策、こういう形で健全化をしていくんだと、尚且つそれでも費用がかさむので、そして値上げしなければならないと、そういう姿勢がないとかなかなか市民は受け入れないと思います。そういうことも含め、やはりただ単に今の一般会計からの基準外繰入を減額するためというだけでなく、いろんな要素を検討してもらいたいと思います。

それと改定するにあたりまして使用者の方々、低所得者の方々とか時代の波に沿って軽減する措置が必要だと思います。もう一つ、公平な観点をもって改定しなければならないと思いますので、そういう点も含めて急激な改定というのは避けていただきたいと、これは私からの希望ですけれども、今申し上げましたように、ただ単純な改定はこうなんだというのではなく、様々な努力が必要だということも含めて検討願いたいと思います。それに対するお答えをいただきたいと思います。

<事務局長（上下水道部長）>

使用料改定におきましては、今おっしゃられましたように基準外繰入を全て無くすのは30.5%というようなことでございました。元年の決算ベースでいきますと、基準外繰入を全て足していただきますと約34%の改定が必要だということには計算上なっております。その中で第一段階としてここで示さしていただきました150円を目途に19.8%という形での改定を考えさせていただきます。

あと、使用料におきましてその負担を使用者に一方的に押し付けるのではなく、本市の方におきましても経営改善というような関係で今現在も進めております、効率的な整備や、今後、上下水道部として、組織体系の見直しも含みました経費の削減。今現在も、京都府も進められておりますが、下水道としての広域化で何か経営改善できるか京都府全体となりまして広域化の方の検討も進めておりますので、そういった中での経営改善を今後、図っていきたいというように考えております。

また、使用料の徴収の方におきましても、接続率というのがこの審議会の意見にもあがつておりましたが、今後も継続的に接続率の向上を図りまして、使用料収入を上げていきたいというようにも考えております。今現在は工事のとき及び供用開始をしたときには個別訪問させていただいて、水洗化の接続にお願いをしておりますが、未接続の方も多数残っておりますので、そういった世帯の方におきましても、再度の接続依頼という形で取り組んでいきたいというような方向性をもっておりますので、そういった観点で経営改善を進めていきたいと考えております。以上でございます。

<委員>

13ページに京都府下の市町村を含めた使用料単価の一覧を載せていただいているわけですけれども、単純に税込み価格で見れば宇治市くらいからが150円超になってくるのかなと思いますが、実際150円まで引き上げていくのであれば、この宇治市レベルのランキング

に下がってくるわけでございまして、一般市民から見れば、京都府下で生活する中で大きく住民負担が増えるじゃないかと、住民サービスの低下につながっているのではないかという指摘が出てもおかしくないのかなと思われます。そういう声に対しましてですね、行政としてはどういった形でお答えをしていくのかと、納得いただくような説明をされるのかというのが値上げの肝かなと思いますが、そのあたりどのようにお考えですか。

<事務局長（上下水道部長）>

使用料の改定におきまして、住民サービスの低下というような形にはなろうかと思っております。しかしながら下水道事業といたしましても下水道使用料で賄うべきものでございますので、今後継続的に下水道事業を行っていくにあたりましては、使用料の改定というのは、その幅には多少の増減はありますが必要不可欠だと考えております。下水道サービスを提供することによりまして、住民のサービスにもなっておりますので、そういう事業を継続することがまず下水道事業としても大事かなというように考えております。このまま使用料改定無く進んでいきますと下水道事業としましても先行きが不透明な状態でございますので、安定した経営を行っていきたいというような基本的な考え方でございますので、使用料改定については進めていきたいとは考えております。今後、住民の方に対しての周知でございますが、ホームページでありますとか、広報でありますとか、そういう中で下水道の現状及び必要性については十分説明していきたいと考えております。以上ございます。

<委員>

事業継続にあたって受益者負担を避けられない状態でありますよということでおろしいですか。

<事務局長（上下水道部長）>

はい、そうです。

<会長>

サービス水準を維持するためには、利用者の方々にもしっかりと負担をしていただく必要があるということを訴えられるかという所がポイントかもしれません。

<副会長>

致し方ないのかなとも思いますが。維持管理というもの自体の必要性を実感した思いでありますので、どうしても仕方がない負担というのはやはり利用者としては、大きな負担は仕方がないところがあるのかなというように思いました。

<会長>

本日のところはだいぶ予定の時間が来ておりますので、公共下水道事業の結論を出すのはもう少し時間をいただきまして審議を進めさせていただくということで進めていきたいと思っております。今日もご意見をいただきましたが、基本的には公共下水道料金の改定については一定、やむを得ないところがあるのではないかということで全体には本審議会としての方向はいただいておりますが、それに対しましても公共下水道事業の経営というこ

とをきちんと説明をし、そして利用料金によって支えられているということ、これ訴えかけていくということ、これが基本であるということ、そしてその中で今回料金を考えなおさないといけないという根拠、これを明確に示していく、取り分け利用者が支払うべき経費として下水汚水の処理量というところを明確にしていく、その一方ではこの処理の定義そのものが本当に合理的に運営をされているのかどうか、経費そのものが客観的に見て効率的であるのか、というところがやはり問われているということだろうと思います。経営基盤というのを今後どう確立をし、そしてより効果的効率的な経営をしていく公益的な処理のお話、あるいは接続率の改善や徴収の問題もございますが、こういうことを含めて経営基盤をしっかりと考へるということが必要だということでご意見もいただきました。

大きな三つ目としてはやはり、住民の負担ということを納得していただけるような負担の仕方や、大きな料金改定となりますとやはり負担感も大きいということもございます。また不平等というような評価をいただくというのも公共下水道の在り方としては問題があろうかというように思っておりますので、どういうふうにこの料金改定というのを進めていかれるのか、その金額そのものの妥当性、そして公平公正な料金値上げの在り方、このあたりもさらに検討をしていく必要があるのではないかということでご意見もいただいてございます。もちろん、最終的には公共下水道事業そのものを健全に維持していく、そして下水処理のサービスというのも、全ての市民の皆さん方に適切に提供をし続けるということ、そのところを確保していくために、今申し上げたようないくつかの重要な論点というのを踏まえて、結論としては値上げやむなしというところにもっていかなければというように思っておりますが、もう少し先ほど確認からございましたご意見これらについて精査をいただき、ご議論をいただいた上で私どもの結論というのを考えていければというように思っておりますが、本日のところはそのくらいのところでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは下水道についてはさらに審議を進めたいと思いますのでご了承をいただければと思います。

<会長>

次回の日程ですが、スケジュールによりますと11月上旬の予定となっていますので、少し時間もあるので、改めて事務局で調整していただくようよろしくお願いします。

その他各委員から最後に何かございますか。

<各委員>

(特になし)

<会長>

熱心にご議論いただき、色々とご意見をいただきました。今後、上水道料金の答申に向けて、また、下水道料金の更なる審議に向けて、事務局には、本日の各委員からのご意見を踏まえて、よりよい結論が得られるようにしっかりと準備いただきたいと思います。

3. その他

なし

閉会

<事務局長（上下水道部長）>

委員の皆様、本日は長時間にわたり熱心なご審議をいただき、まことにありがとうございました。今回、委員の皆様から様々なご意見やご提案をいただきましたので、次回の審議会において、そのところについてご提案させていただきたいと思います。次回の審議会につきましては、11月上旬ということで日程調整を改めてさせていただきますのでよろしくお願いします。本日は誠にありがとうございました。